

小規模事業者向け資金緊急無利子化事業 利子補給補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、令和4年8月の大雨の影響を受けたことにより、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（以下、「日本公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金（以下、「マル経資金」という。）の貸付けを受けた小規模事業者に対し、当該貸付けに係る利子に対する補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、その経営の安定を図ることを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付の手続については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、令和4年8月の大雨の影響により、南越前町、勝山市、大野市のいずれかの市町が発行する罹災証明書または被災証明書の発行を受けた南越前町、勝山市、大野市に事業所を有する小規模事業者のうち、令和4年8月3日から令和5年3月3日までの間に福井県内にある日本公庫の支店においてマル経資金の貸付けを受けた者であって、第5条の規定による交付申請時において、福井県税に滞納がない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、マル経資金であって、第5条の規定により申請時に添付する返済予定表に基づく利子の支払額のうち、2/3相当額とする。

ただし、毎年度交付する補助金の額は千円未満切り捨てとする。

2 前項に規定する補助金の対象期間は、マル経資金の貸付けを受けた日（以下「貸付日」という。）から起算して5年を経過する日の属する月までとする。

3 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更があった場合の補助金の額は、利子の支払額が変更前の額を超える場合は、第1項に規定する額を限度とし、利子の支払額が変更前の額よりも少ない場合は、当該変更後の利子の支払額のうち、同項の規定による方法により算定した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、利子補給補助金交付申請書（様式第1号）にマル経資金の借入申込書の写し、日本公庫が発行する返済予定表の写し、南越前町、勝山市、大野市のいずれかの市町が発行する罹災証明書または被災証明書、県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書を添付し、マル経資金の申込みについて推薦を受けた商工会議所または商工会（以下、「取扱商工会議所等」という。）を経由して、知事に提出するものとする。ただし、申請時に返済予定表の写しが添付できない場合は、知事が別に定める書類に代えることができる。

2 前項の規定による申請書の提出は、貸付日が属する月の翌月末日までに行うものとする。ただし、貸付日が3月に属している場合は、3月17日までに行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、当該申請者に対し利子補給補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付方法)

第6条 補助金の交付は年1回とし、1回に交付する補助金の額は、前年度4月1日から翌

年3月31日までの期間相当の額とする。

(取扱商工会議所等への委任)

第7条 第5条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、知事への補助金の請求および受領の権限を、委任状(様式第3号)により取扱商工会議所等に委任するものとする。

2 取扱商工会議所等は、前項の規定により委任を受けた場合は、当該委任状を速やかに知事に提出するものとする。

(年度終了報告)

第8条 前条の規定により委任を受けた取扱商工会議所等は、令和5年度～9年度の毎年度5月末日までに利子補給補助金年度終了報告書(様式第4号)に日本公庫が発行する補助事業者に係る利息支払証明書を添付して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の年度終了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査しなければならない。

(交付請求等)

第9条 第7条の規定により委任を受けた取扱商工会議所等は、毎年11月末日までに利子補給補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の補助金交付請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに取扱商工会議所等に対し補助金を交付するものとする。

3 取扱商工会議所等は、補助金の受領をした後は、速やかに補助事業者に対しその補助金の支払いをしなければならない。

(額の確定)

第10条 補助事業者は、マル経資金の利子の支払いが完了したときは、令和10年5月末日までに取扱商工会議所等を経由して、利子補給補助金完了実績報告書(様式第6号)に日本公庫が発行する補助事業者に係る利息支払証明書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、利子補給補助金額の確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(フォローアップの実施)

第11条 補助事業者は、取扱商工会議所等による定期的な経営助言を受けることとする。

2 取扱商工会議所等は、補助事業者が貸付けを受けた日の6月後、12月後を目安として補助事業者の経営状況の確認・助言等(以下「フォローアップ」という。)を実施し、フォローアップ実施報告書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

3 前項に規定するフォローアップの期間は2年間、実施報告書の提出は年1回とし、貸付日の1年後および2年後の応当日が属する月の翌月10日までに行うものとする。ただし、初回の報告において、実施報告書で定める正当な理由がある補助事業者については、2回目の報告を省略することができるものとする。

(補助金交付の特例)

第12条 補助事業者が死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したときは、当該事業の廃止した日の属する年度(4月1日から3月31日まで)の利子分に係る補助金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する小規模企業者が、当該事業を承継し、当該補助金に係るマル経資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。

2 補助事業者本人への補助金の支払いができないときは、補助金の交付は行わない。

- 3 補助事業者が、補助金に係るマル経資金の利子を約定返済日に支払わず延滞となっている場合で、当該延滞に係る約定返済日の属する年度内に、当該利子分の支払がされないときは、当該利子分に係る補助金は交付しないものとする。

(変更届出等)

- 第13条 補助事業者は、住所、所在地、商号または代表者の変更があった場合（県内に事業所を有する小規模事業者が当該事業を承継した場合を含む）には、利子補給補助金変更届出書（様式2-2号）を速やかに知事に届け出なければならない。
- 2 補助事業者が死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合には、利子補給補助金事業廃止届出書（様式2-3号）を速やかに知事に届け出なければならない。

(その他)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年10月5日から施行する。